

大阪茨木モスク規則

第1章 総則

(名称)

第1条 このモスクは、宗教法人法による宗教法人であつて、「大阪茨木モスク」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人（以下「法人」という。）は、事務所を大阪府茨木市豊川四丁目6番13号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アッラーを唯一神として、イスラーム教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とし、その目的を達成するために必要な業務を行う。

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、事務所の掲示場に15日間掲示して行う。

第2章 役員その他の機関

第1節 代表役員及び責任役員

(員数)

第5条 この法人には3人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第6条 代表役員は、責任役員の内選によって定める。
2. 責任役員は、信徒のうちから、総代会において選任する。
3. 責任役員のうちには、責任役員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が責任役員定数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(役員報酬)

第 7 条 責任役員は、その地位にあることのみに基づき報酬を受けることができない。ただし、責任役員が職員として給与を受ける場合は、この限りでない。

(任期)

第 8 条 代表役員の任期は、責任役員の任期とする。

2. 責任役員の任期は、就任後 2 年内の最終決算にかかる責任役員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠の代表役員及び責任役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
4. 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者又はその代務者が就任するときまで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第 9 条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

(責任役員会及びその職務権限)

第 10 条 責任役員は、責任役員会を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- (1) 予算の編成（予算の補正及び特別会計の設置を含む。）
 - (2) 決算（財産目録及び収支計算書）の承認
 - (3) 歳計剰余金の処置
 - (4) 基本財産の設定及び変更
 - (5) 不動産及び重要な動産の取得、処分、担保の提供等
 - (6) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却、著しい模様替え、用途変更等
 - (7) 境内地の著しい模様替え、用途変更等
 - (8) 借入れ及び保証、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 被包括関係の設定又は廃止
 - (10) 規則の変更又は細則の制定若しくは改廃
 - (11) 合併又は解散及び残余財産の処分
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、この規則に定める事項
 - (13) その他この法人の重要な事務
2. 責任役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、責任役員の定数の過半数で決する。
3. 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。

4. 責任役員会は、代表役員が招集する。ただし、代表役員が欠けている場合又は代表役員が次項の招集を怠った場合は、代表役員以外の責任役員の互選により選出された者が招集することができる。
5. 代表役員は、責任役員の定数の過半数の者から、付議すべき次項を示して責任役員会の招集を請求されたときは、速やかに招集しなければならない。
6. 責任役員会を招集するときは、各責任役員に対して、責任役員会の開催場所及び日時並びに付議すべき次項をあらかじめ通知しなければならない。
7. 責任役員会に議長を置き、代表役員がこれに当たる。ただし、第4項ただし書きの場合にあっては、出席した責任役員の互選により選出された者がこれに当たる。
8. 責任役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第2節 代務者

(置くべき場合)

第11条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

(1) 代表役員又は責任役員が、死亡、辞任、解任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。

(2) 代表役員又は責任役員が、病気、旅行その他の事由によって3月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第12条 代表役員の代務者は、前条第1号に該当するときは、責任役員のうちから責任役員会において選任し、同条第2号に該当するときは、責任役員のうちから代表役員が選任する。

2. 代表役員以外の責任役員の代務者は、信徒のうちから総代会において選任する。

3. 第6条第3項及び第7条の規定は、代務者について準用する。この場合において、これらの規定中「責任役員」とあるのは「責任役員又はその代務者」と読み替えるものとする。

(職務権限)

第13条 代務者は、次の各号に定める事項を除き、代表役員又は責任役員に代わって、その職務を行う。

(1) 第26条に規定する事項（重要な財産に係るものに限る。）

(2) 第37条に規定する事項（軽微なものを除く。）

(3) 第38条に規定する事項

2. 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第14条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、信徒のうちから責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

2. 責任役員又はその代務者は、その責任役員又は代務者と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合においては、信徒のうちから責任役員会において、その議決権を有しない責任役員又はその代務者の員数の仮責任役員を選定しなければならない。

(職務権限)

第15条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について、当該代表役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

第4節 信徒及び総代会

(信徒の定義)

第16条 信徒とは、この法人の教義を信奉し、儀式行事に参加する者で、信徒名簿に登載されている者をいう。

(総代会)

第17条 この法人に、総代7名を置く。

2. 総代は、信徒で衆望のある者（責任役員を除く。）のうちから責任役員会において選定し、代表役員が任命する。

3. 総代の任期は就任後2年内の最終決算にかかる総代会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4. 第6条第3項、第7条並びに第8条第3項及び第4項の規定は、総代について準用する。この場合において、これらの規定中「責任役員」又は「代表役員及び責任役員」とあるのはいずれも「総代」と読み替えるものとする。

5. 総代は、この規則に定める事項を処理するほか、代表役員を助け、この

法人の目的達成及び維持興隆に努めなければならない。

6. 総代は、総代会を組織し、次の各号に掲げる事項について議決する。
 - (1) 予算の編成（予算の補正及び特別会計にの設置を含む。）
 - (2) 決算（財産目録及び収支計算書）の承認
 - (3) 歳計剰余金の処置
 - (4) 基本財産の設定及び変更
 - (5) 不動産及び財産目録に掲げる宝物に係る処分、担保の提供等
 - (6) 借入れ及び保証、その他重要な義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 規則の変更又は細則の制定若しくは改廃、合併及び解散
 - (8) その他この規則に定める事項
 - (9) この法人の目的達成及び維持興隆に関する事項
7. 総代会は、代表役員が招集する。ただし、代表役員が欠けている場合又は代表役員が次項の招集を怠った場合は、代表役員以外の責任役員の内選により選出された者が招集することができる。
8. 代表役員は、総代の定数の過半数の者から付議すべき事項を示して総代会の招集を請求されたときは、速やかに招集しなければならない。
9. 総代会に議長を置き、総代の内選により選出する。
10. 総代会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、総代の定数の過半数で決する。
11. 総代会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5節 役員及び総代の解任

（代表役員の内選）

第18条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、総代会及び責任役員会においてそれぞれ定数の全員の議決を得て、責任役員会は、当該代表役員（責任役員としての地位を含む。）を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に明らかに違反したとき。
- (3) 代表役員たるにふさわしくない行為があったとき。

（責任役員の内選）

第19条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、総代会及び責任役員会においてそれぞれ定数の3分の2以上の者の議決を得て、代表役員は当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者の解任)

第20条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前2条の規定を準用する。

(総代の解任)

第21条 総代が第18条各号の一に該当するときは、総代会及び責任役員会においてそれぞれ定数の3分の2以上の者の議決を得て、代表役員は、当該総代を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

第6節 監事

(監事)

第22条 この法人に監事1人を置く。

2. 監事は、信徒（責任役員及び総代を除く。）のうちから、総代会において選任する。

3. 監事の任期は、就任後4年内の最終決算にかかる総代会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4. 監事は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するときまで、なお、その職務を行うものとする。

5. 監事には、責任役員、総代及びこれらの親族その他特殊の関係がある者またはこの法人の職員が含まれてはならない。

6. 監事は、この規則に定める職務を行うほか、この法人の財産状況及び業務の執行を監査し、必要に応じ、責任役員会及び総代会に報告するものとする。

7. 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、第10条第4項及び第17条第7項の規定にかかわらず、責任役員会及び総代会を招集することができる。

8. 第7条の規定は、監事について準用する。この場合において、同条中「責任役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

9. 監事が第18条各号の一に該当するときは、総代会において定数の3分の2以上の者の議決により、当該監事を解任することができる。この場合において、同条第3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第3章 財 務

(資産の区分)

第23条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産のうちから設定する。

- (1) 不動産及び有価証券
- (2) 基本財産として指定された寄附財産
- (3) 基本財産に編入することを決定された財産

3. 普通財産は、基本財産以外の資産、資産から生ずる果実及び一般の収入とする。

(基本財産の設定及び変更)

第24条 基本財産の設定又は変更をしようとするときは、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得なければならない。

(基本財産の管理)

第25条 基本財産たる現金は、銀行に預け、又は確実な有価証券に替えるなど、代表役員が適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第26条 次に掲げる行為をしようとするときは、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、その行為の少なくとも1月前に、信徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合又は軽微のものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合にあっては、公告を行わないことができる。

- (1) 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること。
- (2) 借入れ（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く。）又は保証をすること。
- (3) 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること。
- (4) 境内地の著しい模様替えをすること。
- (5) 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的のために供すること。

(財産目録の作成)

第27条 財産目録は、毎会計年度終了後3月以内に、前年度末現在において作成し、監事の監査を受けた後、総代会の議決を経て、責任役員会の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第28条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(予算の編成)

第29条 予算は、毎会計年度開始1月前までに編成し、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得なければならない。

(予算の区分)

第30条 予算は、経常収支及び臨時収支の2部に区分し、各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

(予備費)

第31条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を計上することができる。

2. 予備費を使用しようとするときは、責任役員会の議決を得なければならない。

(予算の補正)

第32条 予算の編成後に、やむを得ない事由が生じたときは、会計年度内に限り、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、規定の予算を補正することができる。

(特別会計の設定)

第33条 特別の必要があるときは、総代会の議決及び責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(決算)

第34条 決算は、収支計算書を毎会計年度終了後3月以内に作成し、監事の監査を受けた後、総代会の承認を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第35条 歳計に剰余を生じたときは、翌年度の歳入に繰り入れる。ただし、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年の1月31日に終わるものとする。

第4章 補 則

(規則の変更)

第37条 この規則を変更しようとするときは、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、所轄庁の認証を受けなければならない。

2. 規則の変更が第3条、この条又は次条に規定する事項に該当するときは、前項に掲げるもののほか、信徒の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(合併又は解散)

第38条 この法人が合併又は解散をしようとするときは、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決を得て、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人の解散に伴う残余財産は、総代会の議決を経、責任役員会において責任役員の定数の3分の2以上の者の議決によって選定した国若しくは地方公共団体又は他の宗教法人その他の公益法人に帰属する。

(備付書類及び帳簿)

第40条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) この法人の規則及び認証書並びに細則
- (2) イスラーム教の教典及び規程
- (3) 役員名簿

- (4) 予算書
- (5) 財産目録及び収支計算書
- (6) 責任役員会及び総代会の議事録
- (7) 事務処理簿
- (8) 信徒名簿

(施行細則)

第41条 この規則の施行に関する細則は、総代会の議決を経、責任役員会の議決を得て、代表役員が別に定める。